

指 示

平成23年4月20日

福島県知事
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

貴県において水揚げされたいかなごの稚魚について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。